

議案第 15 号 小平市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 15 号小平市介護保険条例の一部を改正する条例について、生活者ネットワークとして賛成の討論をいたします。

本議案は、2025 年度の税制改正を受け、介護保険法施行令の一部を改正する政令が 12 月 17 日に公布されたことによる条例改正です。

給与控除額の最低保証額が引き上げられることで非課税者が増えるため、2026 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間中の保険料収入が減少する可能性があることから、従来の算定基準により保険料の算定を行うものです。

本条例改正は、国の税制改正によって行う介護保険法施行令の改正であり、本来であれば、この特例措置については国が国の負担により補填するべきで、社会保険料で相殺する形で市民に負担を負わせるべきではないと考えます。しかしながら、第 9 期介護保険事業計画期間中であり 2026 年度の限定的な措置であること、すべての保険者で実施することから、やむを得ないと判断しました。

また市として、国が対応すべきということについては、担当課長会で懸念点について意見をあげたが、会として動くというところに至らなかったものの、小平市として国の負担で対応すべきと、国に申し入れを行ったことから賛成するものです。

今回の改正において、システム改修後の厳格なチェック体制でミスを防ぐことは大変重要です。また市民は、4 月の HP や保険料の決定通知で知ることとなります。問い合わせがあった場合における対応については、市民が納得できる丁寧な説明を行うことと、対応する職員に負担がかからないような説明マニュアルを作成するなどの準備を速やかに行うことを要望します。

以上申し述べ、議案第 15 号小平市介護保険条例の一部を改正する条例について、生活者ネットワークの賛成の討論といたします。